

6月11日に発生した漏水のおわび

6月11日、北工業団地で発生した水道管の漏水により、同日午後10時から16日午後4時にかけて、飯豊、村崎野地域を中心に最大で約1万世帯の家庭で断水や水の出が悪くなるという影響が出ました。

皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしたことを心よりおわび申し上げます。

【漏水の発見】

6月11日午前6時54分、北工業団地内の配水管から漏水が発生していることを発見。市上下水道部の管理している管のうち一番大きな配水管であったため、北工業団地や飯豊、村崎野、流通センター、藤沢、常盤台地域など、約1万世帯への影響が予想されました。

修繕工事は、午後10時から断水を実施して開始。漏水現場はJR東北本線の踏切付近のため、水道管は地中7メートル付近に埋まっており、掘削に時間を要しました。

【断水解除の延期】

13日午後1時、復旧のめどがつかない

ため、翌14日午前5時から断水解除できると判断し、広報車とホームページで周知を行いました。

翌朝の断水解除に向け、夜を徹して作業を行ったところですが、漏水管の下に下水道管が密着しており、予定した工法では対応できなかったことと、地盤が弱く作業の安全確保に不安があったことにより、工法を変更せざるをえなくなりました。このため、断水解除が延期され、17日まで通水の予定がずれ込むこととなりました。

【仮設管の設置】

最速・確実な給水を確保するため、14日からは陸橋上に仮設の水道管を設置する工法に改め、工事を再開。一刻も早い断水解除に向けた工事が続けられました。予定よりも1日早い16日に工事は完了し、午後4時までには全戸に通水を再開しました。

【給水対策】

市では、災害協定を結んでいる市水道工事業協同組合や日本水道協会

岩手県支部、同東北支部に協力を要請。翌12日以降の午前5時から午後10時にかけて、給水車を手配し生活用水の供給に当たりました。

また、影響が最小限に留まるように水系を切り替え、対象世帯は5000世帯ほどに縮小したものの、飯豊、村崎野地域を中心に16日まで断水や水が出にくくなる状況が続きました。

【地域での支援】

断水地域では、民生委員や福祉協力員の皆さん、地域の皆さんにより、高齢者世帯への訪問や電話かけなどが行われ、生活に必要な水を確保する支援が行われました。

【今後の対応】

仮設の水道管の設置は、2、3カ月を予定しています。その間、飯豊こ線橋の南側車線は一車線通行となります。

今後、安全対策に万全を期し、工法などさまざまな検討し、早期の本格復旧に向け取り組んでまいります。

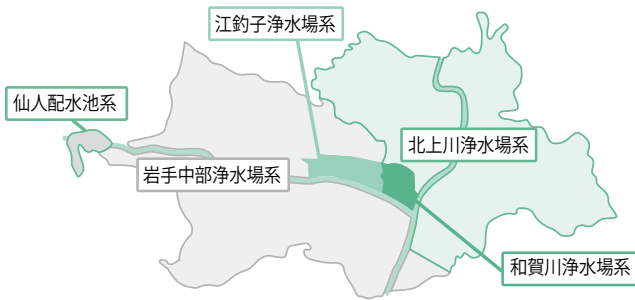


県内市町ほか宮城、秋田、青森からも給水の応援に駆けつけていただきました



飯豊こ線橋上に仮設された水道管。漏水部分を切断し、地下から地上を通して配水しています

問い合わせ 上水道課
内線 5212-5219



市内の水道配水系統図

平成21年度の水質検査結果

安心安全な水道水をお届けします

水道の蛇口(給水栓)から出る水の水質について、21年度の検査結果をお知らせします。水道水は水道法により50の検査項目が定められており、大腸菌やヒ素、色や味などを調べます。21年度の検査結果は、すべての基準に適合しています。

なお、和賀川浄水場は21年5月末をもって休止し、同区域は6月から岩手中部浄水場系の給水区域に変更となりました。

問い合わせ 北上川浄水場 ☎66-3231

主な基準項目の水質検査結果 —平成21年度平均値—

番号	項目	基準値	単位	北上川浄水場系	和賀川浄水場系	江釣子浄水場系	岩手中部浄水場系	仙人配水池系	備考
				給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0	病原生物
2	大腸菌	不検出	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
6	鉛およびその化合物	0.01以下	mg/l	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	重金属
10	硝・亜硝酸態窒素	10以下	〃	0.85	0.70	1.25	0.11	0.19	
12	ホウ素およびその化合物	1.0以下	〃	0.03		0.01	0.47	0.01未満	無機物質
26	総トリハロメタン	0.1以下	〃	0.030		0.010未満	0.010未満	0.010未満	
31	亜鉛およびその化合物	1.0以下	〃	0.003	0.001未満	0.004	0.010	0.004	色
32	アルミニウムおよびその化合物	0.2以下	〃	0.018	0.003	0.003	0.011	0.006	
33	鉄およびその化合物	0.3以下	〃	0.023	0.001	0.005	0.006	0.013	
34	銅およびその化合物	1.0以下	〃	0.009	0.001	0.013	0.025	0.003	
35	ナトリウムおよびその化合物	200以下	〃	8.9	22.2	25.7	20.8	5.2	味覚
36	マンガンおよびその化合物	0.05以下	〃	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	色
37	塩化物イオン	200以下	〃	13	13.1	9.1	34.5	6	味覚
38	硬度	300以下	〃	39.9	34.1	41.3	70.9	31.7	
39	蒸発残留物	500以下	〃	100	125	138	183	63	
45	有機物(TOC)	3以下	〃	0.8	0.3	0.3未満	0.4	0.3未満	基礎的性状
46	pH値	5.8~8.6	—	7.6	7.4	7.6	7.3	7.9	
47	味	異常でない事	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
48	臭気	異常でない事	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	色度	5以下	度	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
50	濁度	2以下	〃	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

※番号のない項目は、基準値と比較し検出濃度が低かった項目のため、掲載を省略しています。

※全項目の検査結果は、市ホームページ、和賀庁舎2階上水道課、図書館で閲覧できます。

悪徳商法にご用心!

巧妙な手口で市上下水道部の職員を装ったり、あたかも上下水道部からの指示のような口ぶりで浄水器などを売りつけたりする悪質な訪問販売や、「給水管の点検に来ました」などと言って訪問し、強引に給水管の洗浄作業を行って当初の説明より高額な作業代金を請求するなどの悪徳商法が相次いでいます。また、同様な手口で水質検査、配管検査に来たなどと言って、強引に家の中に入り込もうとするケースも増えています。

上下水道部では、浄水器などの訪問販売・レンタル・あっせんは一切行っていません。

特に最近、「給水管の清掃サービス」を語る悪質な訪問販売業者と消費者とのトラブルが増加しています。特別な場合を除いて、市ではこのような作業を行うことはありませんので十分に注意してください。

これまで給水管の清掃についてはクリーニングオフができませんでしたが、「特定商取引に関する法律」が一部改正され、平成15年7月1日から適用されています。

※【クリーニングオフ】

訪問販売で契約(申し込み)をした場合、契約(申し込み)のための書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約の解除(申し込みの撤回)ができるという消費者保護のための制度。